

堺市健康づくり推進市民会議規約

(目的)

第1条 本会は、平成9年度を「健康都市づくり元年」と位置づけ、市民各層の参加による健康づくり運動の推進を図り、健康都市「堺」の実現に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称は、堺市健康づくり推進市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康づくり思想の啓発に関すること。
- (2) 健康づくりイベントに関すること。
- (3) 健康づくり運動普及推進リーダー・ボランティアの人材育成、支援活動に関すること。
- (4) 健康づくりに関する調査研究に関すること。
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 本会は、別表に掲げる団体から選出し、委員22名以内をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長、監事は、委員の中から会長が指名する。

(職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の財務を監査する。

(任期)

第7条 委員及び役員の任期は、2年とする。

(報酬)

第8条 委員及び役員は、無報酬とする。

(会議)

第9条 本会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、市民会議の担任する事務に係る基本的な事項を決定する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第10条 本会は、必要あると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 本会の経費は、堺市補助金、賛助金収入、事業収入その他をもって充てる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、堺市健康部内において行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成9年4月28日から施行する。

(経過措置)

2 本会設立の初年度における会計年度については、第11条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成10年4月1日から施行する。

(堺市登美丘商工会、堺商工会議所との合併により削除)

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(堺市の機構改正により、事務局名を改正。)

(労働界の再編により、堺地区勤労者福祉協議会を連合大阪大阪南地域協議会・堺高地区協議会に改正。)

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成16年1月1日から施行する。

(社団法人 堺青年会議所、社団法人 高石青年会議所との統合により名称変更。)

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成17年12月1日から施行する。

(連合大阪大阪南地域協議会が再編により堺高地区協議会を堺地区協議会に名称変更。)

(施行期日)

1 この規約は、平成19年11月27日から施行する。

(堺市身体障害者(児)団体連絡協議会が新たに特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会を設立し、同会の事業を当該団体に引き継いだことに伴い、同会に代わり、当該団体を構成団体とする。)

(施行期日)

1 この規約は、平成23年12月19日から施行する。

(一般財団法人移行により、堺市母子寡婦福祉会を一般財団法人堺母子寡婦福祉会に名称変更。)

(一般社団法人移行により、堺市老人クラブ連合会を一般社団法人老人クラブ連合会に名称変更。)

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(一般社団法人移行により、社団法人堺市医師会を一般社団法人堺市医師会に名称変更。)

(一般社団法人移行により、社団法人 堺市歯科医師会を一般社団法人堺市歯科医師会に名称変更。)

(一般社団法人移行により、社団法人 堺市薬剤師会を一般社団法人堺市薬剤師会に名称変更。)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(一般社団法人移行により、社団法人堺高石青年会議所を一般社団法人堺高石青年会議所に名称変更。)

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年5月1日から施行する。

(堺市市場連合会の解散により削除)

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年6月22日から施行する。

(令和2年4月1日付け、堺体育協会を堺市スポーツ協会に名称変更。)

(別表)

堺市健康づくり推進市民会議構成団体

一般社団法人 堺市医師会
一般社団法人 堺市歯科医師会
一般社団法人 堺市薬剤師会
堺市食品衛生協会
堺市自治連合協議会
堺市女性団体協議会
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
一般社団法人 堺高石青年会議所
一般社団法人 堺市老人クラブ連合会
特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会
一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会
堺商工会議所
堺市商店連合会
連合大阪大阪南地域協議会 堺地区協議会
堺市農業協同組合
堺市漁業協同組合連合会
堺市PTA協議会
堺市健康づくり食生活改善推進協議会
堺市こども会育成協議会
堺市スポーツ協会